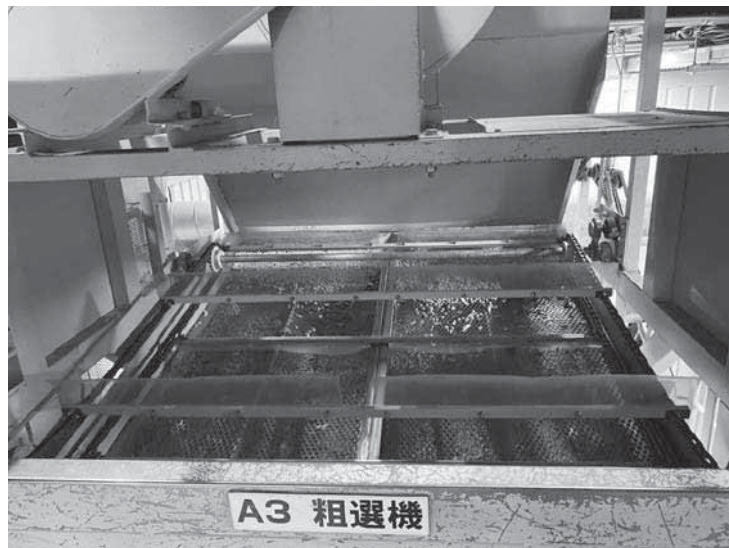
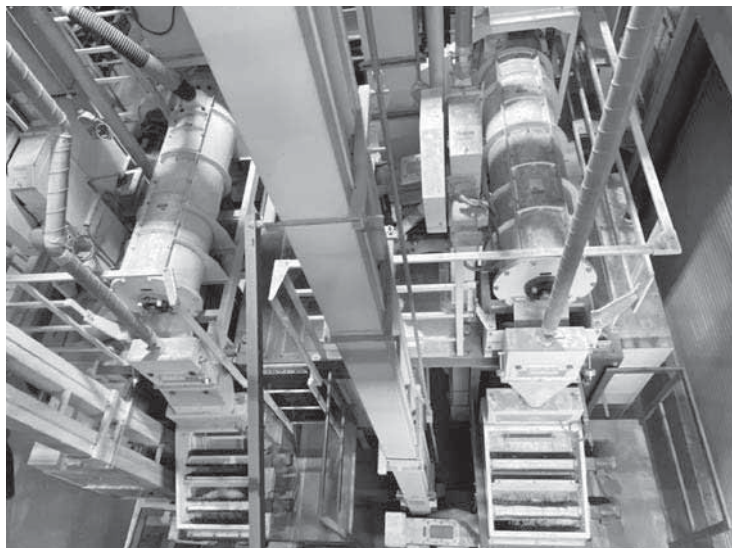


●▲ みねのぶ

11月号



大豆乾燥調製貯蔵施設操業中

■発行日/令和7年11月1日/No. 1 4 8 3 号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

金融課が防犯研修を実施

9月24日(水)業務終了後、3階会議室にて金融課の防犯研修会を実施しました。美唄警察署の関口生活安全係長を講師に迎え、特殊詐欺の現状や金融機関に求められる対応などについて説明を受けました。

昨年からSNSによるロマンス詐欺および投資詐欺が増加しているほか、従来型のオレオレ詐欺が激増しており、被害額も昨年の4倍に増えています。また、警察官を語る詐欺(ラインやテレビ電話を使用)も急増しており、詐欺被害は決して他人事ではなく、きっかけや条件さえ合えば、誰でも被害に遭う可能性があることを強調しました。金融機関においては、詐欺被害を未然に防ぐための「水際対策」の重要性の説明があり、「99%大丈夫だと思っても1%でも疑わしいと感じたらためらわずに通報してください」と参加者に呼びかけました。現在、金融店舗では高額現金取引の際、お客様に資金の使道(資金使途)をお伺いしています。今後は資金使途をお伺いできない場合や取引内容に少しでも不審な点が見受けられる場合には、お客様の

安全を最優先に考え、警察に連絡させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願い致します。



美唄市長が玄米ばら集出荷調製施設来所

9月24日、美唄市の桜井恒市長が当JAの玄米ばら集出荷調製施設を訪れ、今年の米の作柄や受入状況等を確認しました。同席した安西営農販売課長が「本年の収穫始は8月21日となり平年に比べ22日早いスタートとなりました。受入は9月1日からスタートしており、本年は

カメムシやくさび粒の被害により、約7割が2等品位以下となつています。タンパク値は平年よりやや高い傾向となつています。」と出荷状況を説明。桜井市長は「本年の着色被害は美唄管内全域で多発している。原因究明に努めていきたい。」と述べました。



農林水産省が米の作柄示す

「作況指数」廃止し

新指標「作況単収指数」導入

報道によりますと、村上総務相は、コメの作柄を示すこれまでの過去30

年間の傾向をもとに一定の面積当たりのコメの出来具合を示した「作況指数」を廃止し、変わって「作況単収指数」という名称の新たな指標を導入する案を承認し、小泉農相に通知しました。約70年続いていた作況指数の廃止が正式に決まりました。

「作況単収指数」では直近の気象の影響等が反映されるよう、過去5年のコメの収穫量のうち、最も多い年と少ない年を除く3年分の平均と比べた指数でその年の出来具合を表すことにしています。

「作況指数」は長年、その年のコメの作柄を示す指標として使われてきましたが、近年の温暖化の影響が反映されていないとの指摘があり、生産現場の実感とズレがあるとして廃止の方針を打ち出したものです。因みに、北海道の前年産米(令和6年産米)の従来の作況指数は103でしたが、新指標(作況単収指数)では101となります。

本年10月以降に公表される今年のコメの収穫量の統計から新たな指標を公表するとしています。

おくやみ申し上げます

内田 百合子さん(104歳) 10月8日
岩見沢市峰延町376番地

青年部がくず米集荷

J A みねのぶ青年部は9月6日、から10月11日までの毎週土曜日、くず米集荷を実施しました。

青年部による農協事業の推進の一環として有利販売に努める為、管内全域で集荷を行いました。本年度は製品歩留まりが高くなった事も影響し、総集荷量は約2、338俵でした。



峰延農協年金友の会

パークゴルフ大会

10月3日、峰延農協年金友の会は

三笠市岡山にある三笠市パークゴルフ場でパークゴルフ大会を行い、15人が参加し白熱したプレーが繰り広げられました。

当日は秋晴れで、動く汗ばむほどの暖かさで、絶好のパークゴルフ日和でした。開会の挨拶を行った伊藤組合長は、農作業はまだ繁忙期で参加人数はいつもより少ないですが、体調に気をつけて楽しんで下さいと述べました。

参加者は2組に分かれて2つのコースから二斉にスタート、日頃の練習の成果を発揮しようと真剣にプレーしていました。



小林篤二翁顕彰公園内

樹木の冬囲い実施

10月14日と15日の両日、小林篤二翁顕彰公園内の樹木の冬囲いを美唄シルバー人材センターに委託して行いました。両日も朝は冷え込みましたが、秋晴れでこの時期としては日中の気温が高く、4名の作業員は丁寧に手慣れた様子で作業を進めていました。園内には高い木も多く、高さのある木は丸太を立てて縄で枝を吊る作業を行い、汗を拭いながら作業を行っていました。



旧中小屋支所を解体撤去

10月14日、17日から22日、旧中小屋支所の建物を老朽により解体撤去しました。

この建物は昭和39年10月に建築、閉店した平成10年3月までの26年間、J A の支所業務を行っていました。支所の閉店以後は使われていませんでしたが、平成19年2月から地元の「フライトイーグル有限責任事業組合」の依頼を受け、事務所及びヘリコプター機体の格納場所として有償で貸していました。「フライトイーグル有限責任事業組合」の解散に伴い、建築後61年経過し老朽した建物を解体撤去することになりました。



解体中の旧中小屋支所 (10月17日)

報 徳

烏山の救急仕法



尊徳翁は次のように話された。天保七年に、烏山藩大久保佐渡守の依頼によつて、同藩領内の飢饉救済の支援を実施した際には、村々総てに通達を出して、飢饉の影響度が高い家族のうち、力仕事に就ける者と就けない者とに区分し、仕事に就けない老幼病身者など千人以上を烏山城下の天性寺の禅堂、講堂、物置、寺院、その他に新しく建設した小屋二十棟に収容した。ここでも、一人一日白米一合の割で、前に述べた(9月号の夜九〇参照)方法で、同年十二月一日から翌年五月五日まで、救済にあたつた。収容者の鬱々とした気を晴らし、気持ちを強く持たせるために、藩士の武術の稽古をその場所で行わせ、見物を許し、その上、鬱気の発散を助けるために時々空砲を打たせた。病気になつた者は、自宅に帰

したり、別に設けた病室にて療養させた。五月五日の解散の時には二人について、白米三升、錢五百文ずつを渡して、帰宅させた。

一方、仕事に就ける達者な者たちには、鋤を一枚ずつ渡して、荒地地一反に対して、開発料を三分二朱、田植え料二分二朱、合わせて二両二分ほかに肥料代一分を渡した。村ごとには、働き者で取りまとめが出来そうな人物を、村民に投票させて、上位者を世話方として任命し、荒れた田畑を起こし返させて、植え付けをさせた。この時、起こし返して植え付けをした多は、その春だけで五十八町九反歩にもなつた。実に天から降つてきたか、地から湧いてきたかのように、数十日の間に荒れ地が水田に代わり、秋になつたときには、そこからの収穫が、直ちに困窮者の食糧の一部として役に立つた。

その他に、縄、草鞋などを製造したことも、大きな効用をもたらしており、餓死者は一人もなく、平穩に飢饉を乗り越切り、人々は、領主大久保公の仁政に深い感謝を感じながら、農事に精を出すに至つた。何とも喜ばしいことである。

※この時の貨幣単位は、二両〓四分、一分〓四朱であつた。(夜九二)

組合員資格のご確認について

日頃より、当JAの各事業に対しご利用、ご理解、ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

組合員の皆様は、組合員資格について変更がないかご確認をお願いいたします。

JAでは定款の規定により、組合員資格に変更がある場合は、その旨を届け出ていただくことになっていて、組合員台帳の整理を常時行っています。組合員資格・氏名・住所・電話番号等に変更・修正がある場合、または、相続等により変更がある場合は、変更手続きが必要となりますので、お手数をおかけしますが、JA総務課までお申し出いただきますよう、お願いいたします。

○正組合員から准組合員へ資格変更が必要となる方(次のいずれかに該当の方)

1. 耕作面積に変更があり、耕作する面積が30%未満になった方
2. 1年のうち農業に従事する日数が90日未満になった方

○准組合員から正組合員へ資格変更が必要となる方(次のいずれかに該当の方)

1. 耕作面積に変更があり、耕作面積が30%以上になる方
2. 1年のうち農業に従事する日数が90日以上になる方

○組合員本人の死亡

相続による名義変更、または、脱退手続きが必要になります。(その他、当JAでご利用いただいている、貯金・共済・購買等の名義変更も必要になります。)

○その他、次の変更があった場合

1. 改姓された方
2. 住所を変更された方
3. 電話番号を変更された方

【任意脱退】

当JAに出資いただき組合員資格のある方に定款の規定により、当JA事業年度末(1月31日)の60日前の翌営業日から事業年度末の最終営業日の期間は手続きができませんのでご了承願います。任意脱退は事業年度末の60日前(11月末)のJA営業日までに手続きを終えていただく必要があります。

【法定脱退】

定款に定められている以下の事由に該当する場合は、組合員の資格を喪失し脱退することになります。

- ① 組合員たる資格の喪失
- ② 死亡又は解散
- ③ 除名

【減 口】

出資金の額を減らしたい場合はJA総務課にご相談ください。出資の減口は理事会の決議(減口理由は事業の休止、一部廃止、その他やむを得ない事情がある場合)が必要ですので、その事業年度の最終理事会開催前までに手続きを行っていただくことで、その事業年度末での出資金払い戻しとなります。出資金は長期的・安定的なJAの運営資金として使用しているため、貯金解約のような即時払い戻しはできません。

＜ご注意いただきたいこと＞

- ① 組合員を脱退された年度の配当はございません。
- ② 剰余金処分が承認される総会開催日時点において、組合員資格を有していない場合は、配当を受けられません。
- ③ 減口の場合は、期首日(2月1日又は加入日の遅い方)から期末日(1月31日)までの期間に所有していた出資金として、減口前の出資口数による配当をお支払いいたします。翌年度分からは、減口後の出資口数による配当となります。

(JAみねのぶ総務課)

農協法公布記念日にあたってのメッセージ



北海道農業協同組合中央会
代表理事会長
樽井 功

昭和22年11月19日に農業協同組合法が公布されてから78年が経過しました。

戦後の食糧不足の混乱期に、農業者の協同組織を通じて農業生産力の向上と農業者の地位向上を図り、国民経済の発展に寄与することを目的に制定されたこの法律により、農業協同組合が誕生しました。

農業協同組合は「農業者による農業者のための組織」として、自主・自立・民主的運営を基本に、相互扶助の精神のもと、組合員の営農と生活の安定、地域社会の発展に貢献してきました。

一方、現在、農業・農村を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。気候変動による猛暑や豪雨、円安による資材高騰、国際的な食料需給の不安定化などが農業経営に影響を与えています。

昨年、農政の憲法とも言われる食

料・農業・農村基本法の改正により、国民一人一人の食料安全保障の確保と環境と調和のとれた食料システムが基本理念として位置付けられ、世界的な食料需給の不安定化による輸入リスクの増大、環境問題への対応など、日本の農政は大きな転換点を迎えています。

JAグループ北海道は、改正基本法に基づく農業構造転換対策の予算確保、食料安全保障の強化、持続可能な北海道農業の確立に向けて、組合員の声を国政に届ける活動を継続しています。

国連は、持続可能な生産と消費、食料安全保障、気候変動対策、地域の人々への医療・福祉、働きがいのある人間らしい仕事の創出、すべての人が参加できる社会づくりなど、さまざまな分野で持続可能な開発目標(SDGs)に貢献している協同組合を評価し、その認知の向上と協同組合の振興のために、2025年を国際協同組合年に定めました。

この国際協同組合年を契機に、協同組合の力を再認識し、地域課題の解決と安心で豊かな未来の創造を目指しましょう。

最後になりますが、JAグループ北海道は、組合員との対話活動を二層強化し、協同組合の理念と精神を組織結集力につなげ、今後とも組合員の皆様が夢と希望を持って営農と生活が続けられる環境を整えること、地域農業とJAの発展に全力でサポートすることをお誓い申し上げ、農協法公布記念日にあたってのメッセージと致します。

臨時理事会開催

9月8日開催の臨時理事会において次の事項が協議されました。

◇協議事項◇

1. 令和7年産米JA概算金の設定について
2. 米穀出荷費用負担軽減対策(継続)について
3. 玄米ばら集出荷調製施設調製方針及び色選利用料の助成について

第8回(9月定例)理事会開催

9月25日開催の第8回(9月定例)理事会において次の事項が決議されました。

◇決議事項◇

1. 信用限度を超える資金の貸付について
2. リスク評価書の改正について

JAみねのぶ冬期営業時間(令和7年11月1日～令和8年3月31日)

	平日(月曜～金曜)	土 曜	日 曜	祝 日
本部事務所(ビル2階)	午前9時～午後5時	休 み	休 み	
金融店舗(ビル1階)	午前9時～午後4時			
営 農 事 務 所	午前9時～午後5時			
営 農 資 材 店 舗	午前9時～午後4時			
精 米 所	*毎週木曜日・金曜日: 休み *木曜午後1～2時: 引取のみ受付			
ATM(現金自動預払機)	午前9時～午後6時			
生 活 店 舗	午前9時30分～午後6時	休 み	午前9時30分～午後6時	
給 油 所	午前8時～午後7時		午前8時～午後6時	

当JAの営業時間が11月1日から翌年3月31日までの期間は「冬期営業時間」となります。各店舗・事務所・施設の営業時間は左表の通りです。皆様のご利用をお待ちしております。

11月1日から冬期営業時間

▶生活店舗…営業日・営業時間は、月曜～土曜・祝日の午前9時30分～午後6時、日曜日は定休日です。
 ▶金融店舗…営業日・営業時間は、平日(月曜～金曜)の午前9時～午後4時、祝日と土曜日、日曜日は休みです。
 ▶営農振込業務…取扱は、金融店舗営業日の午前9時～午後3時
 ▶ATM(現金自動預払機)…稼働は、月曜～土曜の午前9時～午後6時、祝日と日曜日は休みです。
 ▶給油所…開店時刻が30分遅くなり午前8時、閉店時刻が月曜～土曜の平日は30分早くなり午後7時、日曜・祝日は1時間早くなり午後6時になります。

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事

③20歳以上65歳未満の方※

※60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限ります。



◎**積立方式**だから自分がかけた金額は年金として**生涯もらえます**。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料は **いつでも変更** できます。

月々2万円※から6万7千円まで

※政策支援（以下参照）の対象とならない方は1万円

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の **節税** になります。

◎**政策支援**（保険料の国庫補助）が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円（5割）補助

問い合わせ先

お住いの市町村農業委員会・JAの農業者年金担当

峰延農業協同組合 金融課 融資窓口

TEL. 0126-67-2331

独立行政法人農業者年金基金

専門相談員 TEL. 03-5919-0371

企画調整室 TEL. 03-5919-0332